

# 大分おもちゃ病院 会則

(名称)

## 第1条

この会は、「大分おもちゃ病院」と称する。(以下「本会」という)

(目的)

## 第2条

- おもちゃを修理し、子供たちに喜びを与える。
- 子供たちに、ものの大切さを知らせる。
- 本会は、ボランティア活動を通じて社会に貢献する。
- 本会は、活動を通じて会員相互の親睦を図る。

(事業)

## 第3条

本会は、その目的を達成する為に次の事業を行う。

- 「大分おもちゃ病院」の運営
- おもちゃドクターの養成
- その他目的達成に必要な業務

(会員)

## 第4条

本会の会員は、本会の目的に賛同し、事業に参加できる者で次の要件を満たすものとする。

- おもちゃの修理に関心のある事。
- 好奇心の旺盛なる事。
- ボランティア精神のある事。

(入会・退会)

## 第5条

前条に該当するもので、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得なければならない。  
入会・退会はいつでも受け付ける。

(役員の種類)

## 第6条

本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  |
| 2. 副会長  | 1名  |
| 3. 事務局長 | 1名  |
| 4. 理事   | 若干名 |
| 5. 監事   | 1名  |
| 6. 相談役  | 若干名 |

(役員の仕事)

- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を統理する。
  2. 副会長は会長を補佐する。
  3. 事務局長は本会の処務全般を司る。
  4. 理事は本会の経理、会計、広報、連絡等を担当する。
  5. 監事は本会の会務の執行及び会計の状況を監査する。
  6. 相談役は会長の諮問に応じる。

(役員を選任)

- 第8条 役員は総会において会員の中より選任する。

(役員の仕事)

- 第9条 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

(会議の種類)

- 第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集しその議長となる。

(総会)

- 第11条 総会は全会員をもって構成し、毎年1回以上これを開催する。

(総会の決議)

- 第12条 総会は全会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、その議事は出席会員の過半数の決議を持ってこれを成し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

- 第13条 役員会は役員をもって構成し、会長が必要に応じてこれを召集する。  
会長が必要と認める場合は、役員以外の者を会議に出席させる。

(役員会の決議事項)

- 第14条 役員会は本会則に定めるものの他次の事項を決定する。
1. 総会に提出する議案。
  2. 総会によって委任された事項。
  3. その他、会務執行上特に重要な事項。

(役員会の決議)

- 第15条 役員会の決議は、出席役員の数 $\frac{2}{3}$ 以上の決議をもってこれを成し、賛否同数の場合は会長の決するところによる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・入会金・補助金・寄付をもってあてる。

会費 2,000円 入会金 500円

但し、期の途中での入会の場合の年会費は以下の様に定める。

1月から3月の場合 500円、 10月から12月の場合 1,000円

7月から9月の場合 1,500円、 4月から6月の場合 2,000円

年度途中の退会は、当該年度の会費の返却は行わない。

(補助)

第18条 本会の会員で、日本おもちゃ病院協会への入会希望者に対して、入会金を補助する。

(会の所在地)

第19条 本会の事務所を会長宅に置く

(敬弔)

第20条 本会の会員が亡くなった時、本会より敬弔の意を表す。  
内容については都度役員会で決める。

(休会)

第21条 本会の会員で、都合により長期に亘って病院活動に参加出来なくなった場合は、休会する旨を会長に届け出ることが出来る。  
復帰する場合は、復会届けを会長に提出する。

#### 附 則

この会則は、平成25年4月 1日から施行する。

平成26年3月23日 一部改正

平成27年3月29日 一部改正

平成28年4月 3日 一部改正

平成29年3月26日 一部改正